

令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【上場に関する集中支援】実施業務

公募型企画競争 回答表

令和5年8月22日更新

	質問内容	回答
1	課題診断について、「ショートレビューに準じる形のチェックリスト」とありますが、ここでいう「準じる形」とは、「形式を一般的なショートレビューにほぼ揃える」等の意味合いではなく、上場に向けた課題診断を行うという目的を満たしていることを前提に、「類似した」というような意味合いで捉えて差し支えないでしょうか？	ご認識のとおりです。
2	課題診断およびプラン策定にあたり、認定企業及び追加認定企業に対し、各種の社内資料を短期間でご提出いただくこととなりますが、認定企業側にもその趣旨はご理解いただいております、ご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか？	認定企業の公募及び選考は10月以降を予定していますが、公募段階から、課題診断及びプラン策定に向けて対応できる体制の準備等ができていることを応募要件として定めることを想定しております。
3	メンバーの追加等とありますが、ここではどのようなメンバーを想定しているのでしょうか？ 上場準備には最低限欠かせない「主幹事証券会社」及び「準金商法監査を行う監査法人」の2者を想定しているのでしょうか？逆に、上記2者を想定していない場合、認定	「証券会社」「監査法人」の他、「金融機関」「行政機関」「大学」等の支援機関や団体等を想定しております。 「主幹事証券証券会社」「準金商法を行う監査法人」「証券代行機関」「印刷会社」等の関係機関の関与時期については、伴走支援の進捗状況によって受託者が認定企業

	<p>企業及び追加認定企業に対して、上記 2 者をどのような時期に、どのような形で本プロジェクトに関与させるのか案内すれば良いのでしょうか？</p> <p>また、メンバーを追加した場合、認定企業及び追加認定企業に関する情報の共有が必要になりますが、守秘義務契約等は、別途、追加メンバーと認定企業及び追加認定企業との間でお取決めいただくことでよろしいのでしょうか？</p>	<p>に提案等を行い調整いただくことを想定しております。</p> <p>メンバーを追加した際の守秘義務契約等については、必要に応じて追加メンバーと認定企業の間で結んでいただくことを想定しております。</p>
4	<p>支援機関とはどのような先を指しているのでしょうか？</p>	<p>支援機関等とは、「金融機関」「行政機関」「大学」等の支援機関や団体等を想定しております。</p>
5	<p>打合せに用いる報告書等の仕様は、任意の様式で上場に関する集中支援業務受託者が作成して良いのでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおり、任意の様式にて作成いただきます。</p>
6	<p>情報セキュリティの管理について、取扱い情報に応じたセキュリティ要件とはどのようなものか、具体的な提示はないのでしょうか？「研修」等に関して具体的な制限はあるのでしょうか？</p>	<p>具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ (https://www.ppc.go.jp) に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」の「4-3-1」の「安全管理措置(法第66条)」を御確認ください。</p>
8	<p>士業専門家等による相談対応の費用は受託者が負担となっていますが、「30分～1時間」程度の入口の相談対応までの想定でいいのか、4(1)に準ずるような水準までも含んでいるのか判断基準をお教えいただきたい。</p>	<p>本業務の支援内容の範囲については、ご提案をお願いいたします。</p>
9	<p>更新審査について、「令和6年度中に支援対象となった認定企業を対象として、翌年度も継続して認定及び支援</p>	<p>令和7年2月中旬時点で認定企業となっているすべての企業(最大 10 社)が更新審査の対象となります。</p>

<p>を受けることの適否を審査する更新審査を実施(令和7年2月中旬を予定)することとしている。」とありますが、令和5年度中に支援対象となった認定企業は更新審査対象になりませんか。もしくは、令和7年2月中旬時点で認定企業となっているすべての企業(最大10社)が更新審査の対象となりますでしょうか。</p>	
---	--